

議案第111号

大津市市民運動広場条例の一部を 改正する条例の制定について

市民部 スポーツ課

1 改正内容及び改正理由

(1) 改正内容

使用料の改定

(2) 改正理由

施設使用料設定基準に基づく見直し（原則として、3～5年毎に見直し）

(3) 対象施設

和邇、下龍華、堅田なぎさ、坂本、下阪本、比叡平、山中、藤尾、逢坂、石山及び瀬田南市民運動広場

2 使用料の改定について

(1) 使用料の見直しについて

「施設使用料設定基準」に基づき、「受益者負担の原則」、「使用料算定方法の明確化」、「経費削減に向けた取り組み」等を踏まえ、使用料の見直しを行う。

(2) 算定方法について

施設間の調整を行い、また、広場の面積により下記4つのグループに分け、すべての市民運動広場における1㎡あたり1時間単価の平均を算出し、グループごとの平均面積、利用時間及び受益者負担割合を乗じて使用料を算出する。

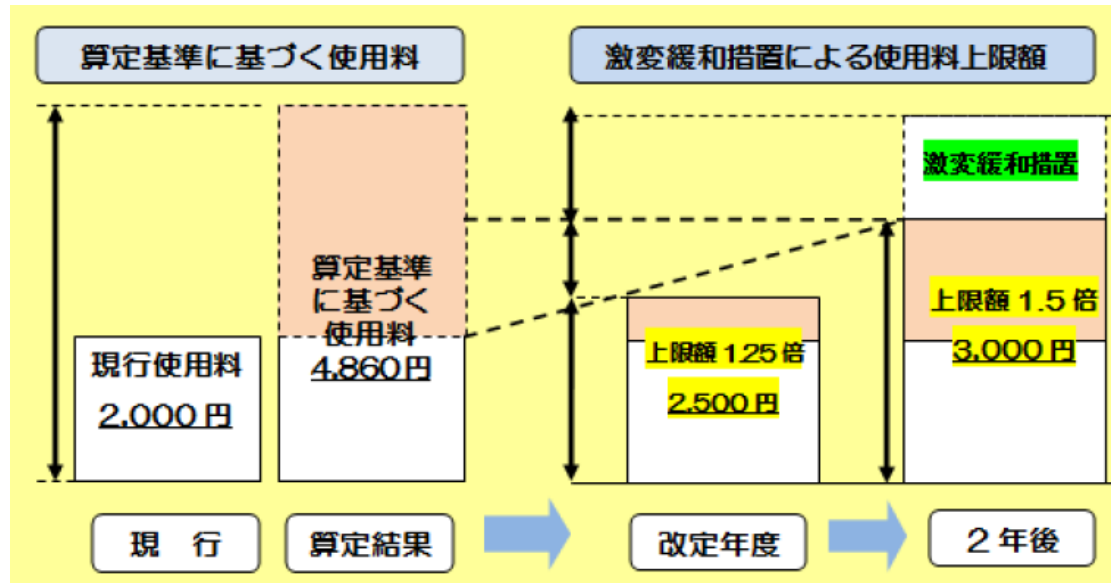
グループ分けは表のとおり

グループ	広場
大グループ	和邇、坂本、比叡平
中グループ	下龍華、堅田なぎさ、瀬田南
小グループ	下阪本、藤尾、石山
極小グループ	山中、逢坂

2 使用料の改定について

(3) 激変緩和措置と使用料の据え置きについて

- ① 算定基準に基づく使用料が、現行使用料より著しく高額になるときは、当初2年間は1.25倍、その後は1.5倍を改定上限とし、原則、2段階にて改定を行う。



- ② 算定基準に基づく使用料と現行使用料との乖離率が±20%以内である場合は、使用料を据え置く。

2 使用料の改定について

(4) 乖離率と激変緩和措置について

現行使用料と算定額の乖離率に応じた改定後の使用料は次のとおり

現行使用料と算定額の乖離率	改定後の使用料の考え方
±20%以内	現行使用料の据え置き
+20%超～+25%以内	算定額のとおりに増額
+25%超～+50%以内	1.25倍に増額 (R9.4) → 算定額のとおりに増額 (R11.4)
+50%超	1.25倍に増額 (R9.4) → 1.5倍に増額 (R11.4)

2 使用料の改定について

(5) 算定結果

① グラウンド

赤…料金改定
■…激変緩和措置

施設名	区分		現行料金（税込） （条例上）	改定後使用料（税込） （令和9年4月～）	改定後使用料（税込） （令和11年4月～）
和邇市民運動広場	グラウンド	2時間	市内に住所を有しないものがスポーツ、レクリエーションの目的に使用する場合	1,280	1,600
			スポーツ、レクリエーション以外の目的に使用する場合	5,120	6,400
下龍華市民運動広場			市内に住所を有しないものがスポーツ、レクリエーションの目的に使用する場合	770	960
			スポーツ、レクリエーション以外の目的に使用する場合	3,110	3,850
堅田なぎさ市民運動広場			市内に住所を有しないものがスポーツ、レクリエーションの目的に使用する場合	770	960
			スポーツ、レクリエーション以外の目的に使用する場合	3,110	3,850
坂本市民運動広場			市内に住所を有しないものがスポーツ、レクリエーションの目的に使用する場合	1,280	1,600
			スポーツ、レクリエーション以外の目的に使用する場合	5,120	6,400
下阪本市民運動広場			市内に住所を有しないものがスポーツ、レクリエーションの目的に使用する場合	420	520
			スポーツ、レクリエーション以外の目的に使用する場合	1,700	2,090
比叡平市民運動広場			市内に住所を有しないものがスポーツ、レクリエーションの目的に使用する場合	1,280	1,600
			スポーツ、レクリエーション以外の目的に使用する場合	5,120	6,400
山中市民運動広場			市内に住所を有しないものがスポーツ、レクリエーションの目的に使用する場合	210	210
			スポーツ、レクリエーション以外の目的に使用する場合	850	850
藤尾市民運動広場			市内に住所を有しないものがスポーツ、レクリエーションの目的に使用する場合	420	520
			スポーツ、レクリエーション以外の目的に使用する場合	1,700	2,090
逢坂市民運動広場			市内に住所を有しないものがスポーツ、レクリエーションの目的に使用する場合	210	210
			スポーツ、レクリエーション以外の目的に使用する場合	850	850
石山市民運動広場			市内に住所を有しないものがスポーツ、レクリエーションの目的に使用する場合	420	520
			スポーツ、レクリエーション以外の目的に使用する場合	1,700	2,090
瀬田南市民運動広場			市内に住所を有しないものがスポーツ、レクリエーションの目的に使用する場合	770	960
			スポーツ、レクリエーション以外の目的に使用する場合	3,110	3,850

2 使用料の改定について

(5) 算定結果

② 和邇市民運動広場テニスコート

赤…料金改定
■…激変緩和措置

施設名	区分		現行料金（税込） （条例上）	改定後使用料（税込） （令和9年4月～）	改定後使用料（税込） （令和11年4月～）
和邇市民運動広場	テニスコート	平日の午前9時から午後5時までの 1面につき1時間	使用者が市内に住所を有する者である場合	720	890
			使用者が市内に住所を有しない者である場合	1,450	1,790
		上記以外の時間帯の1面につき1時間	使用者が市内に住所を有する者である場合	1,090	1,360
			使用者が市内に住所を有しない者である場合	2,180	2,720